

# 呉南ロータリークラブ細則

改正 2020年10月27日

## 第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は会員総数の3分の1、理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員12名により成る理事会とする。すなわち、本細則第3条1節に基づいて承認を受けた4名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、会計、会場監督、直前会長および副幹事である。

## 第3条 理事および役員の任期

第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、入会年度により4グループに分けられた各グループの中から会長ノミニー指名委員（前年度の指名委員を除く）を選挙し、指名委員会を設置する。年次総会において会長ノミニー指名委員会から指名された次々年度の会長候補を会長が発表し、会員の承認を得る。その年次総会において会長エレクトは、次年度の副会長、幹事、会計、4名の理事および会場監督を発表し、会員の承認（第1条4に定める定足数以上の会員が出席し、その過半数の承認）を得る。

年次総会で承認された次々年度の会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その後の7月1日に始まる年度に会長エレクトとして理事会メンバーを務め、その年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第3節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 各役職の任期は次の通りとする。

会 長	1年
副 会 長	1年
会 計	1年
幹 事	1年
会場監督	1年
理 事	1年

## 第4条 役員の任務

第1節 会長は、本クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事会を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブ会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

第9節 理事会メンバーは、その職に付随する任務を行うとともに指定されたその他の任務を務めることがある。

## 第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員および理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの毎週の例会は火曜日、12時30分に開催するものとする。ただし、当地域において流行病または災害等が発生して会員の例会場への出席が困難と認められる場合で、例会の取消を行わないときは、理事会は期間を定めてオンライン例会等その他の方法で例会を開催することができる。この場合、理事会は例会の開催方法、開催日・時間および出席の確認方法（その例会のみの出席免除の方法を含む）等を定めなければならない。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通知する。

第3節 呉南ロータリークラブ定款（以下、「クラブ定款」という）第7条第1節(c)（会合の変更）の定めにかかわらず、特別な事情が発生したときは、理事会は例会をその予定日の前後30日の間のいずれかの日に変更することができる。

第4節 理事会は毎月第一例会日に開催する。理事会の臨時会合は、会長または2名の理事の要請により招集され、開催に当たっては然るべき通知を行う。ただし、緊急を要する場合で、理事の出席が困難な事態が生じたときは、オンライン、書面または電話による理事会を開催することができる。

## 第6条 入会協力金および会費

第1節 入会協力金は50,000円とし、入会承認（再入会を除く）後、速やかに納入すべきものとする。

第2節 会費は年額264,000円とし、毎年4回、7月、10月、1月および4月の各1日に納入すべきものとする。クラブの年会費には、R I人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

## 第8条 職業分類

クラブ定款第9条に定める会員構成について、本クラブの会員は、その事業、専門職務、職業または社会奉仕に基づき理事会が定めた職業分類に従って在籍するものとする。ただし、同一職業分類における人数の制限は行わない。

## 第9条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、クラブ定款第11条第6節に挙げられた委員会および以下の委員会とする。

なお、委員会の活動等に関しては、新旧アッセンブリー、新旧三役会を開催して明確な引き継ぎを行う。

また、一貫性を保持するため、必要な委員会は複数年委員会とする。

- ・出席委員会
- ・雑誌・会報委員会
- ・親睦（R家族）活動委員会
- ・プログラム委員会
- ・ロータリー・情報研修委員会

- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会
- ・青少年奉仕委員会
- ・インターアクト委員会
- ・ポリオ・プラス委員会
- ・米山記念奨学委員会
- ・ビジョン委員会

第2節 必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第3節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第4節 理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

第5節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第6節 会長エレクトは、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり必要な指導を行うものとする。

#### 第10条 出席規定の免除およびメイクアップ

第1節 クラブ定款10条第5節(a)に定める出席規定の適用の免除については、理事会に対して書面または役員による確認をもって、正当かつ十分な理由を具して申請し、理事会の承認を受けなければならない。

第2節 クラブ定款10条第1節(d)に定めるメイクアップの方法については、必要により、理事会の議決に基づきその年度に限り追加することができる。

#### 第11条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 本クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第6節 本クラブの会計年度は7月1日から6月30日までとする。

#### 第12条 会員選挙の方法

第1節 会員が、会員候補者の氏名を書面により、幹事を通じて理事会に提出するものとする。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者として推薦を受けることができる。この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

第2節 理事会は、被推薦者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦書の提出後30日以内にこの入会を承認または不承認を決定し、幹事を通じて、推薦者にその決定を通知するものとする。

第4節 理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求め

られるものとする。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理由を付記した書面による異議がどの会員からも理事会に提出されなかった場合、候補者は、本細則に定める入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、候補者は、入会金を納めた後、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をR Iに報告し、同新会員を親睦（R家族）活動委員会に配属する。

第7節 クラブは、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

### 第13条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが必要である。ただし、本細則の変更は、標準ロータリークラブ定款、R I定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。